

沿岸広域振興局長告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成30年7月10日

沿岸広域振興局長 石川 義晃

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 重茂半島線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡山田町大沢第1地割44番10地先から第13地割39番6地先まで	新	A 39.8~4.0 m	m 2769.0
下閉伊郡山田町大沢第5地割13番1地先から第13地割39番6地先まで		B 108.6~9.5	2806.7
下閉伊郡山田町大沢第1地割44番10地先から第13地割39番6地先まで	旧	A 39.8~4.0	2769.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
- (2) 期間 平成30年7月10日から同年8月10日まで